

伊藤整全集

第八卷

伊藤全集 第八卷

昭和三十年十一月二十五日 初版印刷
昭和三十年十一月二十日 初版發行

定價 貳百七十三圓
地方定 貳百七拾五圓

著 者 伊 藤 整

發行者 東京都千代田區神田小川町三丁目八番地
河 出 孝 雄

印刷者 東京都文京區小石川柳町二六番地
山 元 正 宜

發行所

東京都千代田區
神田小川町三ノ八 株式會社

河 出 書 房

電話東京(29)三七二一番

目次

裁	判	六
---	---	---

序	文	六
---	---	---

新版の序	八
------	---

法廷の印象。起訴狀をめぐる論争	一〇
-----------------	----

辯護人の冒頭陳述	三九
----------	----

三宅、石井證言	四七
---------	----

作品解説。金森證言	五八
-----------	----

證人申請。ガントレット證言	六六
---------------	----

森、阿部證言	六八
--------	----

澤登、東證言。伊藤陳述	七三
-------------	----

検事の笑顔	七六
福原、神近證言	八一
吉田健一、宮城、吉田精一、駒田證言	八五
齋藤、渡邊、波多野、岩淵證言	九〇
被告訊問。辯護團釋明要求。G・H・Q書翰	一〇八
G・H・Q書翰反駁、宮川、宮地證言	一二五
土居證言	一三三
検事釋明、廣告の問題	一三七
『チャタレイ夫人の戀人』の性描寫の特質	一四三
宮城、峰岸、野尻證言	一五七
兒玉證言	一六三
高村證言	一七一
堤、小林、城戸證言	一七四

森山證言	一七八
判決の豫想。青野、豊島證言	一八二
石井、宇留野證言	一八八
曾根證言	一九三
桑原學說を中心にして	一九六
波多野證言。G・H・Q書翰。結審	一九九
中込檢察官 論 告	二〇五
被告席にて	二二一
検事はその論告文を提出せず	二二七
正木呉主任辯護人の最終辯論（その一）	二三九
環昌一辯護人の最終辯論	二四七
環直彌辯護人の最終辯論	二六〇
中島健藏特別辯護人の最終辯論	二七〇

福田恆存特別辯護人の最終辯論	二八二
正木吳主任辯護人の最終辯論(その二)	三〇七
伊藤整の最終陳述	三二八
小山久二郎の最終陳述	三三三
判決の日。判決正文	三三五
判決理由	三四一
判決の後	三七〇
裁判關係者	三七五
公判日程	三七六
解説	三八一

裝幀 岡本芳雄

裁

判

序 文

私と小山久二郎氏が被告人として行われた『チャタレイ夫人の戀人』についての裁判は一九五一年（昭和二十六年）五月八日に始まつて、總計三十六回の法廷が開かれ、一九五二年一月十八日に判決があつた。本書はその裁判の實體を、被告人としての私の目で出来るだけ忠實に描き出したものである。この裁判は、世の注目を大きく惹いたものだが、それは單に文學作品が裁判の對象になつたといふことだけではなく、戦後作られた日本の新憲法の大原則である基本的人權の擁護、思想表現の自由という條項が、守られるか危くされるかという問題にじかにぶつかつたからであつた。また新憲法の掲げている「公共の福祉」と、個人の「幸福追求の權利」とが、對立するものであるか助け合うものであるか、という點でも、原告側と被告側の間に重大な意見の對立があつた。また従つて、性を科學として研究することが人類の幸福に寄與するものとせば、ロレンスのように性を倫理の基本として考究することは人類の幸福に寄與しないのか、という重大な議論がそこから出て來た。またそこから、資本主義社會の出版様式が元來持つてゐる自由性はどこまで擁護されるべきか、という問題が大きく出て來た。それに關聯して性教育の問題、性の刺戟とワイセツ感との區別、讀書調査や精神電氣反應測定や文章心理學による性の表現の研究や調査が、この

『チャタレイ夫人の戀人』に關して行われ、それが判決に大きく影響したこと等も、これまでにない劃期的なことであつた。また三十數名の證人がこの法廷に出たが、それがそれぞれ日本の社會の各層を代表する文化的斷面圖となつたのも興味の深いことであつた。

この法廷では常に二人の速記者をつけて、完全な記録を作成し、それが三十七冊に達している。またその大部分は河出書房から六冊の『公判ノート』として刊行されている。私は本書を書くに當つて、この公式の記録と『公判ノート』の外、私自身の日記と記憶と、その他多くの關係書類を利用した。またこの書物の前の部分（量的に言つて四分の一ほど）は、一九五一年の末、まだこの裁判の判決が下されぬうちに、『中央公論文藝特輯』に小説『裁判』として發表したものである。それはこの三十六回の公判のうち約十二回までの分を含み、それに私の最終陳述の草稿を加えたものであつた。

この書を作るに當つて、私はその舊稿に加筆し訂正した上、その後の二十數回分を新しく書き足し、量で言つて、舊稿の約四倍のものにした。特に五人の辯護人の最終辯論の重要な部分を生かすことに私は骨を折つた。また論告や判決文も主要な點は洩らさぬように氣をつけた。

本書では、裁判というものの實質を分りやすくする爲めに、出来るだけ客觀的に、かつその場面が目によぶように書いた。裁判の組織はどうなつてゐるか、裁判官とはどういう人で、どういう風に裁判を行うものか、原告官の檢事はどういう役目で、現實にはどういふ行動に出るものか、辯護人と

はどのようなことを事實上行うものか、被告人の立場と主張はどのように主張され、どの程度に受け容れられ、かつ守られるものか。そういうことを可能な限り具體的に私は描いた。被告人の心理というものもまた私にとつては描く対象であつた。

作家や思想家が著述のために流刑されるとか、焼き殺されるとか、手錠をはめられるとか、發禁を食うとか、投獄されるということは、昔からありふれた現象である。それが次第に文化を進めて來たとも言われるのであるから、このような裁判が起るのは、歴史的に言えば少しも異とすべきことではない。しかし、たとい受動的に作られたものにして、現在の世界で最も進歩した形を持つてゐる日本の新憲法の下で、文學史上重要な作品がワイセツ物として起訴されたということは、現實的に重大なことである。

その意味で、私たちの事件を辯護した正木吳、環昌一、環直彌、中島健藏、福田恆存の五人の辯護人諸氏は、それぞれ自己の戦いとしてこの裁判を一貫して努力されたのである。この五人の人々の熱心な努力は私には終生忘れがたいものである。裁判官が、波多野完治氏の文章心理学による分析に基づいて、この作品を「ワイセツな文書でない」と判決したことは、我々の辯護人諸氏の努力が效を奏したことであつた。しかし不幸にして販賣方法の問題で小山久二郎氏は罰金刑を言い渡された。その點は近く第二審において、更に徹底的に争われようとしており、我々は小山氏の完全な無罪を心から確信している。しかし一應裁判は終つた。第二審以後において

事實審理は行われぬのが原則であるから、この裁判の實質を知るには、これまでの記録で足るものと言えよう。

判決以後の五カ月間、私はこの著述に、割き得る餘暇の全部を注ぎ込んだ。ここに書き上げたものは豫定枚數を遙かに越えて、豫定の二倍の分量になつた。その間本書の完成について、筑摩書房の岡山猛氏が何十回となく私の所を訪ずれて、催促し、助言して協力して下さつたことに私は深く感謝したのである。

一九五二年五月十二日

伊 藤 整

新版の序

この書物が出版された時、著者は、本書は一般の讀者には中々分りにくいのではないかと心配した。しかし色々な批評が書かれ、書物が再版まで出たりして、この書物は讀者に理解されるものであるばかりでなく、興味と關心を惹く性質を持つていたことが次第に分つて來た。著者としてはこの事件を理解されること、「チャタレイ夫人の戀人」という作品の性格が、理解されることを願つていたのであるが、この書の讀者に與えた印象は、その外にはば二つであることが分つて來た。

一つは戦後の民主的な裁判の形式や實質を、分りやすく書いたという點で、裁判や法律と市民的生活との關係の説明書としての役を本書が果している、ということである。勿論著者は法律には素人のことであるから、法律的な技術的な意味では必ずしも正確と言えない點があるらしいけれども、法と市民生活との關係を理解させる上に役に立っているとすれば、それは著者の體驗の切實さのせいであろう。同時に出来るだけ客觀的に書くとした著者の願いが、ある程度果たされたと考えていいと思う。

もう一つは、この書物が文學批評というものはどういふものであるかを語っていることである。また論争とか論争術という日本の知識階級にあまり一般化してない言論の方法と

いう點でも、本書は讀者の興味を引いてゐるらしいのである。文學批評の方法のことを言うと、新しいアメリカの文學批評のやり方は、この裁判のうちの宮城教授の心理學實驗や波多野教授の文體分析や南博氏たちのマス・コミュニケーション等の傾向を取り入れて居り、そういう文藝批評の方法のパターンがここに出てゐる。またヨーロッパ系の文藝批評は、福田恆存や中島健蔵や私の行つてゐる議論の型がほぼそれに當るものと言つていい。その二つの批評のタイプが偶然この裁判の中に現われているため、文藝批評の綜合的形式となつてゐるのである。

またこの種の事件についての法律論の結論的なものは、正木吳、環昌一、環直彌三辯護人の辯論と、その他證據としてまたは批判として引用されている諸法律家の言葉に殆んど盡きてゐると言つていいものの方である。その方から言つても、本書はまとまつた總括的文獻の性質を持つてゐるように推定される。

その他この書物が期せずして日本の知識階級全體の精神構造を圖式的に示すこととなつたことも思わざる結果であつた。そして、そのような副産物を伴いながら、「チャタレイ夫人の戀人」という作品の思想的な要點、表現方法の特色を、ほぼ本書で説明し得たと思うが、それは決して著者一人の力であると言ふことはできない。むしろ著者は自分を含めて、現代の人文科學者や文學者や法律家がいかに社會と接觸し、これを批評し、これと戦ひ、また調和するかという働きを、この事件を全體として描く過程において、それと氣付かずに

果した、と言ふべきである。

舊版には誤植や誤記があつたので、それを全體の組み直しにならない範圍で修正した。また舊版は定價の高い本であり、かつ刊行された部數もあまり多くなかつたが、出版者と著者は、この書が更に多くの讀者に讀まれることを願つて、ここに略装で廉價版を出すことにした。装幀は第一版と同じく岡本芳雄氏である。

東京高等裁判所における第二審の判決が、昭和二十七年十二月十日にあつた。それでは、小山久二郎は罰金二十五萬圓、伊藤整は罰金十萬圓となつて、被告側には前審よりも不利な判決であつた。これは全く豫想しないことで、著者は強くこの判決に反對するものである。それを新版で論評したいと思つてはいたが、この新版を出すまでには、判決正文を著者は入手していない。その判決文は法廷で要點を讀み上げられたきりで、二十八年二月末現在、印刷して被告に渡される筈の正文が出来ていないのである。また被告側は、目下最高裁判所に對して控訴中である。その結果がどうなるかは、第二審に對する批判も含めて、いずれ改めて著者はまた書く機會があるだらうと思つてゐる。

一九五三年二月末日

伊 藤 整

法廷の印象。起訴狀を めぐる論争

宮城を中心に濠がほぼ四角にめぐっているが、そのうち東京灣に面した東側には、東京驛、丸の内のビルディング街、有樂町驛があり、南に面した方には、議事堂、警視廳、大藏省、等の政治行政機關の建物がある。その東南の角が日比谷公園である。櫻田門の前にある警視廳と日比谷公園との中間に、濠に面して、不規則にぎたぎたとかたまつた一群の建物がある。三四階建のビルディングもあれば、木造の安っぽいバラックもあり、その建物の間をL字型に通り抜ける自動車の入る道もあつて、相當の面積を占めている。この邊が霞ヶ關一丁目に當り、その中に法務府、簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所、地方檢察廳、高等檢察廳、最高檢察廳、東京、第一、第二の各辯護士會館などがある。即ち法律行政上の日本の中樞機關が集中している場所である。普通の人間は、たいていこの場所にそのような機關が集中してあることも知らず、まして自分がそれ等の機關のどれかと關係を持つなどとは考えずに生活しているのである。せいぜいが、交通事故か何かで隣の警視廳には行つたことがある、という程度のことであらう。

昭和二十六年（一九五一年）の五月八日の朝、私は中央線の八王子から一つ東京寄りの豊田の自宅を出て、飯田橋驛で下車し、驛から近い小山書店へ到着したのが、九時過ぎであ

つた。青葉が出揃つて、びしょびしょと雨が降り、濕氣のせいで、蒸し暑いようにも、肌寒いようにも感ずるような日であつた。小山書店に着くと、裁判所へ出かける支度をした小山夫人や高村支配人などが待つていた。妻は、小山夫人や他の人々と先に出かけ、私と小山氏とは、來合させた岩波書店重役の堤氏と自動車で市谷驛前の正木家に寄り、正木氏と同乗して、十時少し前に裁判所へ着いた。玄關から入ると建物の内部は廊下が少しづつ曲つて長く續き、賣店があつたり、廊下の兩側に机を一つずつ持つた司法書士というようなものが二三十人も並んでいた、その先は渡り廊下があつて、また別の建物につながっている、という風で、迷路のようになつてゐる。その廊下はちやうど裏街の路地のように色色な人が歩いている。いかめしい表情をした檢事か判事のような役人型の男、または辯護士らしい醫師のような氣の配りかたをした表情の男、またここに何か氣がかりな用があつて來たらしい和服の女や、田舎から出て來た紳士らしい男や、何も用がありそうもない學生、小使らしい制服の老人、事務員風の若い女など、雑多である。

私はたしかに緊張していたらしく、ほとんどそれ等の人間や建物の様子を積極的に觀察するような氣持にはならなかつた。ただ、こういう所だな、と思つた。前年の九月頃私が呼び出されて中込檢事に逢つたのは、この一劃のうち、宮城の濠に面した檢察廳の方で、今歩いているのはその檢察廳の建物とつながつた奥の方に當つてゐることが推定された。今日この十一號法廷で開かれる公判は、私にとつては一つ的事

件の始めでもあつたが、また終りでもあつた。私が、翻譯し、小山氏が出版したロレンスの『チャタレイ夫人の戀人』が前年の九月二十七日に、ワイセツ文書として起訴され、檢察廳で中込檢事に逢つて以來、私と小山氏とは、日本ペンクラブと文藝家協會との兩者で作られたこの事件のための特別委員會に、環昌一、環直彌兩辯護人と何度か出席した。またその後は週一回ずつ、その特別委員會の委員長である中島健藏氏を交えた打合せ會を小山書店の應接間で開いて、この公判の準備をした。またその會で主席辯護人を正木吳氏に依頼することに決定し、正木氏が引き受けた十二月始めからは、正木氏や、特別辯護人になる豫定の福田恆存氏をも加えて、協議を續けた。その間に正木氏の非常な努力で四月二十四日に中島、福田二氏を特別辯護人として、裁判所に採用の許可を得た。そして法廷での戦術といったものについては、正木氏の意見に基いてこの當日の前には、辯護團の中に一應の決論が出来ていた。

その主要點は、憲法における言論出版の自由を基盤として戦うこと、起訴狀に現われた檢事側のこの作品への明瞭な誤解に基いて、起訴の取り下げを要求する事の二點であつた。いま正木辯護人が、書類入りの大きな革靴をぶら下げ、いかつい肩で、坊主刈りにした丸顔の顔を緊張させて、私たちの前を歩いているのを見ると、九月からこの五月まで八カ月も續いたその色々の打合せ會が終りになり、今日はその打合せ會でつくられたところの論理という武器で戦わざるを得なくなつたのだ、ということを痛切に私は感じた。それは多分本

當の戦場で人間が味うものに近いものにちがひなかつた。私はこれまでの文筆生活で論戦らしい論戦を人としたこともなく、また生活上で、長續きする争いを人としたこともなかつた。そういう機會があつても私はいつも回避して來た人間である。私の戦いらしいものは主として自分自身との戦いであつた。自分を悪いとし、また正しいとする内心の争いを、殆んど物心ついて以來續けて來て、後にはそれを書き記すことを専門の業とするに到つた私にとつて、外との戦いはこれが始めてであつた。そして起訴が決定してからも、私は外の人間との戦いを、出来ればやめにした^いい衝動に何度も襲われた。しかしこの事件については、私は自己を引つ込めれば犯罪者となる外はない。回避の道は殘されてゐない。私は少しずつ自分を納得させて、この當日までには、かなり強い決心をしていた。

私はまた過去の自分自身との戦いの中で、論理を使うことには相當に慣れた人間であるという自信があり、かつ自分の譯した作品の正當性を證明できる論理や證據を自分が持つてゐることも知つてゐた。それでやつて見よう、その外にない、と私は少しずつ、しかし確實に、戦う人間としての自分を、過去の八カ月の間に、辯護團の諸氏と意見を交えながら、作りあげた。だからこの日は、私はふだんの臆病な退嬰的な自分の外に、この八カ月かかつて作りあげた戦う人間としての別個の自分を連れて、この建物の廊下を歩いていたのである。私はこの事件に關する限り、内部で自己自身と戦うことを中止した。私は過去の心理的な内亂で使ひなれた武器でも

つて外敵と戦うことを決意した國家に似ていた。

だから、裁判所の廊下を歩いている時に私は、この新しく作られた別個の私の後に、影のように歩いて歩いているように、自分が二人いるような気がした。まあ、やつて見るんだね、萬一負けて傷ついたとしても大したことじゃない。論理のスポーツだと思つてやつて見るんだね、と作られた自分の後から、元來の私が億劫がりの觀察者としてついて歩きながら聲をかけているようであつた。

渡り廊下を一つ渡ると、階段の下に當る曲り角のうす暗い場所にある入口の前に、通り抜けられないほど人が群らがつて長く續いて並んでいた。ここだな、とすぐ分つた。正木氏のあとについて、その傍聽人の列をかき分けて行くと、環兄弟辯護人や中島健藏、福田恆存の兩氏が、別な入口の前で、新聞記者らしい人々に取り圍まれて立つているのが見えた。

太つた赤ら顔に半白の髪を撫でつけた中島氏の圓滿なものごしや、せいの高い鳥のような敏感な瘦せた顔を外の人たちよりも少し高く持ちあげている福田氏や、注意深く落ちついたり環昌一辯護人や若さを幸福のように色白の丸顔に漂わせている環直彌辯護人などの見なれた顔を、その人込みの中で見た時、私は海底から浮き上つて空氣の中に顔を出したような印象を得た。多分群集を見た瞬間から私は、自分が全く別な世界の底の方に閉じこめられているように意識していたせいだつたろう。私は過去に講演會などで、自分の話を聞くために人が群らがつているのを見るのに慣れている。しかし今日は群集がそれと全く違つた意味で、言わば罪人たるべく豫定さ

れた人間を見ようとする氣持でここに集つているように私は感じた。そしてその當の被告人は、この私なのだ。さあ、いまじろじろ見られているその本人はお前さんだよ、と私は作られた自分自身に言つた。だが、その作られた私自身は、傍聽人の列を見た瞬間から、影が薄くなつてしまひ、そこにはふだんの億劫がりの、弱氣の私自身が取り残されていた。辯護團の人々の顔はその元來の私に、呼吸できるような樂な感じを與えたのである。しかし今、身邊に感ずる多くの眼や囁き聲の中心となつてゐる自分を強烈に意識した時、私はそれ等の眼の一つ一つが、私なる人間に對して汚れと罪と哀れみとを感ずる彼等の卑俗な物見好きな内心につながつてゐるように感じた。すると、私はほとんどそこへ崩れるように感じた。私という實在は、この私でなく、今の所、彼等の心の中に形造られた、その興味ある、好奇心の的である哀れな存在なのだ。その眼の奥にある一人一人の人間の心は、最も同情を私に寄せ、この訴訟沙汰に腹を立ててゐる人のものですから、被告人についての物見高い關心でふくらんでいる。多分ここに集つた群集のうち、五分の四ぐらいの人間は、單純な好奇心と興味とで「見に」來てゐるのだ。すると私は、そばにゐる中島氏が環氏の背後に身を隠すか、でなければ、何を見に君等はやつて來てゐるのかと呶鳴るかしたい衝動に驅られた。その衝動は私の中に出來てゐる論理的信念とは全く別な、人間は他人から見られるものになる、という意味での他人の判斷に従う時に生れる弱い意識であつた。

これは危いことだ、あのやり慣れた内心の自分の戦いを、

衝動に驅られて外へ持ち出すほど危険なことではない。それは破滅だ。

そう思った時、私は前もつて作つておいた「戦う自分」とは別な自分がいま必要であり、それを意識して作り出さねばならないと思つた。それは「見られる自分」である。「見られる自分」を他の自分と區別して適當に操作していないと、私はきつと混亂する。私はその場の強い緊張の中で、大急ぎでその「見られる」爲の自分を別個に作り出し、見られる時はそのようなものとして、その自分を意識的に動かし、歩かせ、もの言わせることにした。この三つの自分の區別が混亂し、戦う自分で行動すべき場合に見られる自分を出して、戦わずに單なるポーズを作つていたり、見られる人間として行動すべき場合に、「見る人間」を敵と間違えて戦いをいどんだりしたら、私は混亂し、破滅的なことを言つたり、したりするに違いない。そしてどうやら今日あたりは、まだまだ、「戦う自分」は不心要なので、多分「見られる人間」として行動することが、戦う自分を保全し、その力を無駄に消耗させない方法だ、と私は考えた。そして私は、その「見られる自分」を外面に出しておいて、その蔭で出来るだけ樂に自由に、他人を見たり、判斷したり、感じたりする本來の自分を取つておくことにした。すると、その時から私はやや自由になつた。呼吸が樂になつた。

廊下のごくでベルが鳴り、あたりの人が室の中へ入り始めた。開廷時間の十時になつたらしい。私は被つていた烏打帽を取り、自分の譯書や二三の書類を入れた風呂敷包み

を持つて、その戸口から辯護團の人々について中に入ろうとした。すると守衛の老人がその私を手で止めた。環直彌氏が、その守衛に向つて、「伊藤先生ですよ、伊藤先生ですよ」と言つたが、それを守衛は、傍聴券なしに入ろうとする外の辯護士か何かと勘ちがいしたらしく、まだ手を出していた。私はとつさに、冗談を言いたくなつた。私が被告人伊藤整先生ですよ、言おうと思つたが、それは少し度が過ぎるかな、と思つたので、私は單に、「被告人ですよ」と言つて笑い、「あ、あ」という守衛の聲を背後に聞きながら中へ入つた。

私はその室の中へ入つた。右手の半分は傍聴席で、外の廊下はまだ四五十人の行列があるのに、内部は満員で六七十人も入つて居り、後方には席がなくて立つている人がいた。そこは、五十人單位の教室よりも三分の一ほど廣い室で、正面と左方に窓があり、その室の左方半分が公判の行われる法廷である。左方の窓側に一尺ほど高く壇が作つてあり、長いデスクのかげに、赤いビロードを張つた高い背つきの肘かけ椅子が三脚並んでいる。その椅子自體がかなり威壓的であつた。その壇に向つて、傍聴席の前に三列ほどの細いデスクを並べた新聞記者席も満員で、二十人ばかりの記者が紙と鉛筆とを前において坐つていた。

私は室へ入るときから、すつかり「見られる自分」になり切つていたので、自分の形が、後についている自分に操られる人形のような感じがした。私は右手に腫物が出来て繃帯をしていたが、その繃帯をした手に風呂敷包みと烏打帽を持つた鼠色のダブルの洋服を着た自分の瘦せた姿まで、自分自身

の目にありありと見えるような氣がした。左方の壇に向つて、新聞記者席のすぐ前に、四五人は坐れる位の背つきのベンチが一つおいてある。そこが被告人の席だと環氏の弟さんか誰かが言つてくれたので、私と小山氏はそこへ入つて行つて坐つた。つまりそれは、「ワイセツかゲイジュツか」という合言葉に卑俗な形で象徴されたこの賑やかな事件を、それぞれ忙がしい毎日の仕事を持つている筈の生活者たちが、ある人は單なる物見高い好奇心から、ある人は思想言論の自由に對するファッシズム的彈壓への深い關心から見守る氣持で、今傍聴に來ているこの事件の、當の被告人である小山氏と私が、その定められた被告席に着いたということであつた。

私と小山氏とが並んでそこに坐ると、それを持つように私たちの左方と右方に、即ち判事席の壇の左方の檢事側と、右方の辯護人席の邊に、およそ二十人ぐらいの寫眞機を持つて待つていた新聞社の寫眞班が、バルブをパツパツと照らし、忙がしくそのバルブを取り更えながら、寫眞をとりはじめた。いまこの法廷の中を最も自由に動きまわるのは、彼等寫眞師たちであつた。殆んど、寫されていながら、何の必要があるんだ、とか、氣ちがい沙汰だ、とか言つて笑いたくないぐらい彼等は私たちを寫すことに熱申し、その態度は眞剣であつた。中には、「こつちを向いて下さい、こつちを」と聲をかけるものもあつた。寫されている間に、私は、元氣らしい形を作るべきか、と考えたり、當り前だいいと考えたり、笑つてやろうかと考えたりしたが、そのどれも本氣でする氣持になれず、ただ心をそんなことに勞するのが煩いように感

じた。それでもその間の氣持の變化は現われたらしい。あとで色々なその日の新聞を見ると、ある寫眞は元氣らしい、またある寫眞には悄氣げたように、またある寫眞には笑つて寫つていた。それは多分、彼等は各々何枚も撮つたのを新聞社の記事の書き方に合せて、記事に似合らしい表情のものを使つたもののように推定された。

ジャーナリズムのセンチショナリズム、それを支えている何百萬という讀者の氣まぐれな好奇心が、いま擴大されて、これ等の寫眞班の活躍に現われている、と私は思つた。社會というものが、そのばかばかしさの大きな壓力で私の心に重くのしかかつた。そして、そのばかばかしい大きな力の前にあつて、一人の個人が變らない自分を維持することは、ほとんど不可能ではないか、という感じを私は味わつた。小山氏というのは、落ちついて表情を變えない人であることは前から知つていたが、この時も實に落ちついて靜かにしていた。それは、この人の生來の性質によるものなのでもあつたが、謠や能の稽古の中から得たものであることも、後に私は氏の口から聞いた。寫眞班はまた私たちの右方にあるテールに並んで五人坐つてゐる辯護團の人々を寫し、それから、ちようどその時入つて來て、左方の圍いの中にある檢事席についた中込檢察官をも寫した。

六十近い年齢の廷丁が「起立」と聲をかけ、私たちも、辯護團も、檢察官も、傍聴人も立つて、一瞬しんとした時、壇の左方の扉を開けて、黒い上つばりのようなものを着た裁判官が三人入つて來た。その人たちは一尺ほどの壇の上で、